

鳥取県森林環境保全税関連事業(森林景観対策事業)補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（各地方事務所が定める日）

○各地方事務所に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請から原則30日以内）

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

事業の完了とは、補助対象経費に係る事務がすべて完了した日です。

この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

**5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から20日を経過する日
又は翌年度の4月5日のいずれか早い日）**

実績報告書は、各地方事務所に郵送又は持参してください。

問い合わせ先

農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課

鳥取県鳥取市東町一丁目220

0857 - 26 - 7335 moridukuri@pref.tottori.lg.jp